

平成十八年十一月十日受領  
答弁第一三〇号

内閣衆質一六五第一三〇号

平成十八年十一月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出択捉島の地位に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出択捉島の地位に関する質問に対する答弁書

一について

千九百八十八年十二月に宇野宗佑外務大臣（当時）とシエヴァルナツゼ・ソビエト社会主義共和国連邦外務大臣（当時）との間で行われた会談の結果、両大臣間で行われている平和条約の締結に関する交渉を促進するため、外務次官レベルの常設作業グループが設けられ、その後同作業グループにおける作業の環境として、北方領土問題の歴史的、法的側面に関する議論が行われた。同作業グループにおける作業の成果の一つとして、千九百九十二年九月に「日露間領土問題の歴史に関する日本国外務省とロシア連邦外務省の共同作成資料集」が発表された。

二について

政府としては、一についてで述べた作業グループにおける作業の結果、北方領土問題の歴史的、法的側面に関する議論が日露双方の間で尽くされたと考えている。

三について

我が国は、遅くとも十九世紀初頭には、北方四島を実効的に支配していたと考えられる。お尋ねの点に

関するロシア連邦政府の認識について、政府として正確にお答えすることは困難であるが、千八百五十五年に調印された日魯通好条約はウルツプ島と択捉島との間に平和裡りに日本国と魯西亜国との間の国境を確定している。